

◆ 都の現状

- 都(児相)と区市町村(子家セン)で、それぞれ通告を受理する二元体制
- 近年、警察から児相への通告が急増。面前DV通告の多くが助言で終了するが児相業務を圧迫
- 学校など地域の関係者から子家センへ、性的虐待等重篤なケースの相談が寄せられることがある
- 東京ルールに基づき、児相から区市町村へ、区市町村から児相への送致の仕組みはあるが、初期調査等はそれぞれで実施。送致の際は、事前協議や書面送付が必要(R1.10.1~R2.3.31 区市町村送致 2,102件)
- 通告内容と通告受理機関にミスマッチが生じる場合もあり、初期調査や事案送致など虐待対応の業務量が増大する。また、泣き声通告等で児童相談所の訪問を受けた家庭に負担感を与える場合もある

◆ 国の動向等

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)

- ・ 政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、(中略)の方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする

「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日)

- ・ 国は、通告窓口を一元化する場合には、通告を受ける機能を児童相談所、市区町村以外にも、都道府県庁が行えるように制度を改正する(令和3年度目途)

「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたWG」(平成30年12月27日)

- ・ 自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について通告後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する
- 通告窓口の一元的運用に関する調査研究(令和元年度、二年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

◆ 海外における参考事例

[アメリカ] コールセンターで全通告を一元的に受け、リスクに応じて対応を振り分け。リスクが高いものはCPS(≡児相)が調査。リスクが低いものは市町村に送られる(Differential Response)

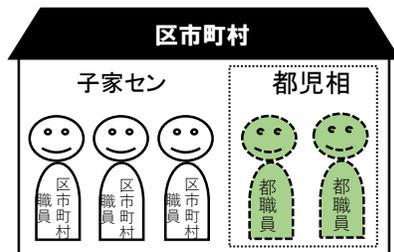
通告窓口の在り方【施策の方向性（案）】

増大する通告を適切な機関に繋ぎ、迅速・的確に対応するための取組を推進

◆ 都と区市町村の更なる連携強化と虐待通告の一元的対応策の検討

- サテライトオフィスなど児童相談所と子供家庭支援センターの連携促進のための環境を整備

[サテライトオフィスイメージ]



【事業概要】

- ・ 区市町村職員と都職員との情報共有
- ・ 個別ケース検討会議の開催
- ・ 通告時の合同調査、面接等

- サテライトオフィスで受理した虐待通告を、通告内容を踏まえ児童相談所と子供家庭支援センターが対応機関の振り分けを試行
- 各機関で援助開始後も相談事案の状況に応じ、児童相談所と子供家庭支援センターが相互に事案送致を実施

◆ 都と区市町村が適切なアセスメント・情報共有をするためのツールの整備

- 都と区市町村共通のリスクアセスメントシートの見直し、振り分けを見据えた内容の検討
- 相談情報のデータの標準化とICTの利活用（人材育成やリスクアセスメントへの活用など）
- 国の要保護児童等に関する情報共有システム（R3開始予定）の活用

◆ 増大する通告への迅速・的確な対応

- 児童相談所と子供家庭支援センターの更なる体制強化・警察との連携